

2026年3月2日

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」宛のお振込の制限について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、不正送金や特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者及び資金移動業者宛に送金される事例が多発しております。

かかる状況を踏まえ、当組合では、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者への、振込依頼人名を変更した場合（異名義送金）のお振込を制限させていただきます場合がございます。

お客さまの資産を守るため、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。